

運営規程
(じけいかい居宅介護支援事業所)

(事業の目的)

第1条 この事業所が行う指定居宅介護支援及び指定介護予防支援（以下「指定居宅介護支援等」という。）の事業は、高齢者が要介護状態及び要支援になった場合においても、その利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことが出来るようにすることを目的とする。

(運営方針)

第2条 運営の方針は次に掲げるものとする。

- (1) 指定居宅介護支援等の提供に当たっては、利用者的心身の状況その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健・医療・福祉サービスが多様な事業者により総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- (2) 指定居宅介護支援等の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、利用者に提供される指定居宅サービス又は指定介護予防サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）の特定の種類、又は特定の指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者（以下「指定居宅サービス事業者等」という。）に不当に偏ることがないよう公正中立に行い、介護保険関連情報その他必要な情報を活用し、適正かつ有効に行うよう努める。
- (3) 指定居宅介護支援等の実施に当たっては、市町村、地域包括支援センター、指定居宅介護サービス事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者等との保健、医療、福祉サービスの連携に努め、地域支援包括センターからの支援困難ケースの受入れや地域ケア会議から個別のケアマネジメント事例の提供の求めがあった場合には協力を行う。また、法定研修等における実習の受入れ体制を確保し、人材育成への協力を行う。
- (4) 指定居宅介護支援等の提供に当たっては、懇切丁寧に行うものを旨とし、利用者又はその家族に対して、サービスの提供方法について理解を得られるよう説明を行う。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称は次の通りとする。

名称 じけいかい居宅介護支援事業所
所在地 青森市大字荒川字柴田191番地2

(従業員の職種、員数、職務内容及び勤務体制)

第4条 この事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

(1) 管理者1名 主任介護支援専門員（介護支援専門員と兼務）

事業所における介護支援専門員、この事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定居宅介護支援事業等の実施に関し、遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 介護支援専門員5名以上及び主任介護支援専門員2名以上

（内、1名管理者と兼務）

介護支援専門員は、指定居宅介護支援等の提供にあたる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日

（日曜日、祝日、12月29日から1月3日まで休業日）

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時00分

(3) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

（指定居宅介護支援等の提供方法及び内容）

第6条 指定居宅介護支援等の提供方法は次の通りとする。

(1) 利用者の相談を受ける場所

事業所内、利用者の居宅その他必要と認められる場所

(2) 課題分析表の実施

① 課題分析の実施に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族等に面接して行う。

② 課題分析の実施に当たっては、利用者の生活全般についての状態を十分把握し、利用者が自立した生活を営むことができるよう支援するうえで、解決すべき課題を把握するものとする。

③ 使用する課題分析票は、三団体ケアプラン策定研究方式とする。

(3) 居宅サービス計画又は介護予防サービス計画原案の作成

① 利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを利用するうえでの留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（以下「居宅サービス計画等」という。）の原案を作成する。

② 居宅サービス計画等の作成に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得るものとする。

③ 加えて、指定居宅介護支援等の提供の開始に際しては、あらかじめ、利

用者又はその家族に対し、前6月間に事業所において作成された居宅サービス計画等の総数のうちに、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下、この号において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に事業所において作成された居宅サービス計画等に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めるものとする。

（4）サービス担当者会議等の実施

居宅サービス計画等原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者を招集又は、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用した会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画等原案の内容について、担当者から専門的見地からの意見を求めるものとする。

（5）居宅サービス計画等の説明及び同意

介護支援専門員は、居宅サービス計画等に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。

（6）居宅介護支援事業所とサービス事業所の連携

介護支援専門員は、居宅サービス計画等に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、個別サービス計画の提出を求めるものとする。

（7）サービス実施状況の継続的な把握及び評価

居宅サービス計画等の作成後においても、利用者及びその家族、主治の医師、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、当該指定居宅サービス事業所等の担当者との連携により、居宅サービス計画等の実施状況や利用者についての解決すべき課題についての把握を行なわれている場合においても、特段の事情がない限り、少なくとも1月に1回（指定介護予防支援は3月に1回）は利用者宅を訪問し、結果を記録するものとする。また、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

（8）地域ケア会議における関係者間の情報共有

地域ケア会議において、個別のケアマネジメント事例の提供の求めがあった場合には、これに協力するよう努めることとする。

（利用料の額）

第7条 指定居宅介護支援等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣の定めるところのものとし、当該指定居宅介護支援等が法定代理受領サービスであるときは、

利用者の負担はなしとする。

- 2 提供した指定居宅介護支援等について法定代理受領サービス以外の利用者の支払いを受けた場合、領収書及び指定居宅介護支援等の提供証明書を交付する。
- 3 指定居宅介護支援等の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、青森市（旧浪岡町を除く）、平内町の区域とする。

（緊急時・事故発生時等における対応方法）

第9条 利用者に対する指定居宅介護支援等の提供により容体の急変が生じた時は、応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに家族へ連絡を行うとともに、管理者、主治医に報告を行うものとする。

- 2 利用者に対する指定居宅介護支援等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告を行うものとする。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行うものとする。
- 4 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（苦情・ハラスメント処理）

第10条 事業所は、提供した指定居宅介護支援等又は自らが居宅サービス計画等に位置づけた指定居宅サービス等に対する利用者又はその家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

- 2 事業所は、提供した指定居宅介護支援等に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、自らが居宅サービス計画等に位置付けた指定居宅サービス等に対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うものとする。
- 4 事業所は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険

団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援等に関する国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第11条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での指定居宅介護支援等の提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の発生又は再発防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は利用者の家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第14条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会

(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る

- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備
- (3) 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための定期的な研修及び訓練の実施

(身体拘束)

第15条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 事業所は、指定居宅介護支援等の質の評価を行い、常にその改善を図ることとし、業務の執務体制についても検証、整備する。

- 2 事業所は、従業者の質的向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとする。

(1) 採用時研修	採用後1ヶ月以内
(2) 継続研修	年4回

- 3 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

- 5 事業所は、適切な指定居宅介護支援等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

- 6 事業所は、指定居宅介護支援等に関する諸記録を整備し、その完結した日から最低5年間は保存するものとする。

- 7 事業者は、利用者に対し、次の各号の事項を確約する。
 - (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
 - (2) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと。
 - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
 - (4) 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと。

- ① 相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
- ② 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

8 この規程に定めるもの他、この事業所の運営に関する事項は一般社団法人慈恵会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

施行日 平成15年 9月 1日 施行
改訂日 令和 7年 4月 1日 改訂